障害者雇用の代行ビジネス、届け出義務づけ検討　厚労省が規制強化

2026/08/31 17:17 日経速報ニュース　591文字

厚生労働省は障害者を雇う企業に代わり職場や仕事を提供する代行事業者への規制を検討する。事業開始の届け出を法律上の義務とすることなどを想定する。企業が代行業者に雇用管理を丸投げし、障害者を放置するといった事態を防ぐ。

厚労省が31日に開いた労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の障害者雇用分科会に規制案を示した。2027年の通常国会で関連する法律の改正をめざす。

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられたことを受けて代行事業者の需要が高まっている。厚労省の調査によると25年10月末時点で46の事業者が参入し、1800を超える企業が利用していた。

新たな規制では、雇用主が通常の従業員とは異なる場所で障害者を働かせたり、採用や育成などの雇用管理をしたりするのを支援する代行業者の業務を「障害者雇用援助等事業」（仮称）と位置づける。

代行業者がこうした事業を始める際には国への届け出を義務づける。障害者雇用に関する知見を持った資格者の配置などを盛り込んだガイドラインを作成し、各事業者が順守することも求める。

雇用企業に対しても、代行業者を利用する際は法人名や所在地、障害者の就労場所や人数などをハローワークに報告するよう新たに義務づける。

代行業者は自社で障害者を働かせることが難しい企業に代わって農園で野菜を栽培したり、サテライトオフィスで委託企業の業務の一部を行ったりしている。

【関連記事】

・障害者が働くということ　失敗から学ぶ職場、法定雇用率2.7%の先へ
・障害者雇用の義務化50年、法定雇用率の運用見直しを　中島隆信氏
・障害者雇用の代行ビジネスに指針　厚労省、不適切運営なら利用企業を指導

ご提供する情報について 個人情報の取り扱いについて

本サービスに関する知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。
また本サービスは方法の如何、有償無償を問わず契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyright © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.